

認知症療養指導料、認知症サポート指導料 療養・就労両立支援指導料

認知症療養指導料 **改** (月1回、6カ月まで)

認知症療養指導料1	350点
認知症療養指導料2	300点
認知症療養指導料3	300点

これまででは、認知症疾患医療センターで認知症と診断された患者に対して、かかりつけ医が認知症療養計画に基づく症状などの定期的な評価や療養指導を行った場合の点数でしたが、今回の改定により、**3区分されました**。「1」は従来の評価で「2」「3」が**新設**です。

「2」は、かかりつけ医が病状悪化や介護負担の増大等が生じた認知症患者を認知症サポート医に紹介し、その助言を受けて、定期的な評価や療養指導を行った場合に算定します。

「3」は、初めて認知症と診断された患者又は病状悪化や介護負担の増大等が生じた認知症患者に対し、地域において認知症患者に対する支援体制の確保に協力している認知症サポート医（下記参照）が、かかりつけ医として定期的な評価や療養指導等を行った場合に算定します。

【地域において認知症患者に対する支援体制の確保に

協力している認知症サポート医】

- ・次のアに加え、イ又はウのいずれかを満たす医師。
 - ア) 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが都道府県又は指定都市の委託を受けて実施する認知症サポート医養成研修を修了した医師。
 - イ) 直近1年間に「認知症初期集中支援チーム」等、市区町村が実施する認知症施策に協力している実績。
 - ウ) 直近1年間に都道府県医師会又は指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医等を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の講師を務めた実績。

認知症サポート指導料 **新**

450点 (6カ月に1回)

認知症患者に対する支援体制の確保に協力している認知症サポート医（上記参照）が、他の医療機関からの求めに応じ、認知症を有する入院以外の患者に対して療養上の指導を行うとともに、他の医療機関に対し療養方針に係る助言を行った場合に算定します。

療養・就労両立支援指導料 **新**

1,000点 (6カ月に1回)

がん治療の担当医と産業医の連携を評価した点数です。がん患者に対して、就労状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、産業医に対して就労と治療の両立に必要な情報を提供した上で、産業医から助言を得て治療計画の見直しを行った場合に算定できます。

【主な算定要件】

- ・入院以外の悪性腫瘍と診断された患者の求めを受けて、以下の全てを実施した場合に算定する。
 - ア) 治療の担当医（以下、治療医）が、病状、治療計画、治療に伴い予想される症状、就労上必要な配慮等について、所定の様式又はこれに準ずる様式を用いて、患者の勤務する事業場の産業医あてに診療情報を提供する（産業医があらかじめ指定した様式を用いても可）。
 - イ) 治療医又はその指示を受けた看護職員、社会福祉士が、患者から就労状況を聴取したうえで、治療や疾患の経過に伴う状態変化に応じた就労上の留意点に係る指導を行う。
 - ウ) 治療医又はその指示を受けた看護職員、社会福祉士が、産業医から文書で療養と就労を両立するために治療上望ましい配慮等について助言を得ている。
 - エ) ウの助言を踏まえ、治療医が治療計画を再評価し、必要に応じて変更を行うとともに、患者に対して変更内容等について説明する。

▶ 相談体制充実加算 **届** 500点

患者からの相談窓口を設置するなどの体制を整えている医療機関で加算できます。

【主な施設基準】

- ・がん患者の療養環境の調整に係る相談窓口を設置し、専任の看護師又は社会福祉士を配置している（当該窓口は患者サポート体制充実加算に規定する窓口と兼用でも可）。専任の看護師・社会福祉士は、国又は医療関係団体等が実施する研修であって、厚生労働省の定める両立支援コーディネーター養成のための研修カリキュラムに即した研修を修了していることが望ましい。
- ・就労を含むがん患者の療養環境の調整について、相談窓口等において患者からの相談に応じる体制があることを院内掲示により周知している。